

ストライキ宣言

吾等は茲にストライキを宣言す。

吾等はこのことを遺憾に思ふ。

吾等は去る二十五日、日給社員の提出したる要求案は生活の窮乏に泣く吾等の同僚として洵に條理正しき正當な要求なりと信じ、且つ會社當事者は現在會社經濟狀態より打算して速かに承諾すべきものと信じた。

然れども吾等は會社當事者の過去の事跡に徴して一沫の不安を感じたるが故に、前後二回に亘つて警告を發したるにも拘はらず、會社當事者は吾等の期待を裏切り、吾等の警告を無視して該要求を峻拒したのである。

吾等は日給社員の要求は同時に吾等の要求なる事を信ずる。日給社員に對する拒絶は同時に又吾等に對する拒絶である。

吾等は會社當事者の不遜暴戾を宥すべき途をもたざるも、尙、事を靜穩裡に解決せしめんと欲し、案を具し會社當事者の反省を促かしたるに、自己の打算に盲となつた彼等は峻拒の非禮を敢てした。

茲に於てか吾等は吾等に與へられたる最後の權利である團結の威力によるストライキを敢行し、以て彼等の反省を促さんとするものである。

右宣言す

大正十三年七月三十一日

日本電氣株式會社従業員一同